

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会（第2回）

議事概要

- 1 日 時：平成31年1月23日（水）10:00～12:00
- 2 場 所：消防庁第一会議室
- 3 出席者：関澤愛、入江さやか、片山良太、清水洋文、森田峰雄、梅崎龍三、菅原裕二、
藤山史郎、丸山 幸三、高松益樹、井上源三 （敬称略）

4 議事内容

（1）前回の確認事項等

消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会【総論】及び参考として、地方公共団体の分野別職員数と決算額の推移、救助事故件数等の推移について説明。

① 消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会【総論】

第1回検討会の検討内容及び前回の主な改正内容から総論を確認。

② 地方公共団体の分野別職員数と決算額

第1回検討会で、片山委員より提案のあった消防分野の決算額の推移について説明。

③ 救助事故件数等の推移

第1回検討会で説明した、火災と救急に関する統計に加えて、救助事故件数の推移についても説明。

（2）施設に係る指針

資料1～4について、現行の指針の概要、現状と課題及び対応策・考え方について、一括して説明する。

① 消防力の整備指針第7条（関連：第9条【大型化学消防車等】）（資料1）

資料1の2ページの表2に示した、5階以上の防火対象物、火災件数及び火災1件あたりの防火対象物の推移のとおり、近年の状況を踏まえ、緩和要件の90棟を120棟に見直すことが適当ではないか。

また、現行の規定では、同一消防本部内の隣接消防署所からの応援に限られているが、消防の連携・協力により整備している場合は、隣接消防本部からの応援も要件に満たすこととするなど、効率的に運用できるようにすることが適当ではないか。

さらに、資料1の3ページの表3に示すとおり、大型高所放水車の能力及びはしご

自動車の双方の要件に合致する車両を配置した場合は、双方を配置したものと見なすことが適当ではないか。

② 消防力の整備指針第 8 条【化学消防車】（資料 2）

現行の台数算定に係る補正係数について、直近 5 年間の施設数等を反映した補正係数と比較しても大きな変化はなく、また、近年の火災発生件数等もほぼ横ばいで推移しているため、現行の補正係数を継続して運用することが適当ではないか。

③ 消防力の整備指針第 16 条【特殊車等】（資料 3）

条文に列挙されている車両について、近年導入状況が減少している車両もあるため、表 1 に示す消防防災・震災対策現況調査による特殊車等の統計データ及び近年の趨勢を踏まえた例示に見直すことが適当ではないか。

④ 消防力の整備指針第 20 条【消防専用電話装置】（資料 4）

表 1 に示すとおり、現状、95%の導入率となっている消防指令システムについて、条文上での明記がないため、新たに規定することが適当ではないか。

【各委員からの主な意見】

（座長） 資料 4 の消防専用電話装置について、現状では条文に「指令システム」についての記載がないため記載するという理解で良いか。

（事務局） そのとおり。

（座長） どのような書きぶりにするのか。

（事務局） これから検討となるが、例えば「消防本部には、消防通信指令システムを設置するものとする。」などという表現を考えている。

（座長） 指令の共同化、小規模消防本部の実態も考慮し、みなしのようなただし書も必要ではないか。

（事務局） 地域の実態に応じた工夫ができるような形を検討していきたい。

（委員） 技術的な進歩もあるため、システムの特定化をするのではなく、このような機能を有するものなど、柔軟なシステム構成ができるような形にさせていただくとよいのではないか。

(事務局) そのような形で考えていきたい。

(委員) 資料3の特殊車等ですが、特殊車等に定義はあるのか。

(事務局) 資料に記載のとおり、火災の鎮圧、災害の防除等のため、多様な機能を有する消防用自動車等を特殊車等としている旨、解説に記載している。

(委員) 現状、条文には記載していないため、今後導入を検討しようとしている消防本部の導入根拠として説明できるよう、条文に記載すべきではないか。

(事務局) 条文や解説での記載について、意見を踏まえて検討する。

(3) 人員に係る指針

資料5～8について、現行の指針の概要、現状と課題及び対応策・考え方について、一括して説明する。

① 消防力の整備指針第27条【消防隊の隊員】(資料5)

各消防本部の搭乗する隊員の数減じることができる資機材や装置を備えた車両の導入状況、搭乗人員数の現状や支障の有無等について確認したところ、5人もしくは4人で搭乗している消防本部が多く、現行の規定を変更する必要はないのではないか。

なお、ペア運用を実施している場合の人員の緩和要件については、要件を明確にすることが適当ではないか。

② 消防力の整備指針第30条【指揮隊の隊員】(資料6)

小規模消防本部の階級と役職の状況を踏まえると、現行の「搭乗する指揮隊の隊員のうち、1人は、消防司令以上の階級にある者とする。」の階級要件を、「消防司令」から「消防司令補」に改めることが適当ではないか。

③ 消防力の整備指針第31条【通信員の隊員】(資料7)

通報件数が横ばいで推移しており、常時指令台等についている人数から勤務体系等を類推すると、現行基準に沿った運用が行われていることから、改正の必要はないのではないか。

④ 消防力の整備指針第32条【消防本部及び署所の予防要員】（資料8）

前回の改正時に、予防事務に要する人員数を増員しており、また、消防力の整備指針第33条の兼務の基準の内、予防要員と警防要員の兼務について緩和している。

それ以降、大きく増員すべき要因が生じていないことなどから、改正の必要はないのではないか。

【各委員からの主な意見】

（委員）資料6の指揮隊の階級要件について、現場の最高責任者の責任は非常に重く、他消防本部からの応援なども考慮すると、「消防司令補以上」と引き下げるのは適当ではなく、現行基準に「消防本部の規模に応じて」や「代行基準」を設けるなど、限定的な対応とした方がよいのではないかと。

（委員）当本部は消防吏員100人未満であるが、「消防司令」が指揮隊長をしている。

この要件を緩和するのではなく、資格や経験などの要件をつけて、「やむを得ない場合」に可能としてはどうか。

（事務局）いただいた意見をもとに、検討していきたい。

（4）消防水利の基準

事務局より「資料9」に基づき、現行の基準の概要、現状と課題及び対応策・考え方について説明。

水需要の減少や40年超過管率等の推移、水道管のダウンサイジングの現状を踏まえると、消火活動を妨げないことを基本に据えつつ、地域の状況に応じて必要な水量を確保する方策等を検討していくことが必要ではないかと。

【各委員からの主な意見】

（座長）本日、水道技術研究センター及び名古屋大学から専門の方にお越しいただいている。

現在、民営化も含め水道事業は注目されているが、配管の更新に際し、150mm管の更新では何故支障が生じるのか、75mm管に変更していくことのメリットについて教えていただきたい。

（オブザーバー）水需要が減るため、管網も小さくしていかなければいけない。その理由として

は、管路が太いままであると、水は量と質であるため、消毒を考えたとき、末端（蛇口）における残留塩素濃度の確保が非常に難しくなる。そのため、途中で排水していかないといけないということになるので、それを防ぐためには、当然口径を適正なものにしていくことが求められる。

また、資料9の2ページにある「40年超過管率等の推移」を見てもわかるとおり、配管の更新がなかなかできていない事情の中で、太い管をそのまま更新するよりも細い管にする方が工事費も含めて小さくなるし、水を無駄にすることが少なくなるので、経営面からも有利に働く。逆に大きくしないといけないところもでてきている。

水道側からすると、ダウンサイジングありきではなく、人口が変わったことによって、その地域に合わせた水道システムを考えていきたい。そのときに、口径を小さくした方がいいとき、特に150mm管を小さくしようとしたときに、消火水量を確保するという観点から、できないというのが水道側の事情になっている。

（座長）水道施設設計指針にも消火栓は「150mm以上の管に取り付ける」と記載されているが、消防庁が了承すれば、変えたいということなのか。

（オプザーバー）個人的意見であるが、そこを変えるというよりも、消防側と水道側で、その都市での消防水利をどのように確保していくのかということをしっかり議論する場を作っていないといけないというふうに思っている。

（座長）それは大賛成である。消火栓が何mm管に布設されているのかわかるデータはあるのか。

（オプザーバー）協議がされているところでは、150mm管をどうしていくのかという議論ができている。そのときに、100mm管で、消防水利を確保できるかどうかということも、水利計算の結果からわかり、両方で共有できている。

しかし、協議がされていない場合は、ガイドラインに150mmと書いてあるので、水を排水しなければならない状況であっても、基準の150mm管をそのまま布設しているのが現状である。

（事務局）消防栓数の全体はわかりますが、配管の口径別にどれだけついているのかは把握していません。そうした点も含めて検討していく必要もあるのではないかと考えている。

（座長）整備基準とは別に、今後計画や指針の変更検討時には、水道局と消防機関が十

分に協議して、消防水利の確保を考慮した計画とするといったことを報告書で打ち出してはどうか。

(事務局) 全国の消防本部から「消防水利の基準」に関して、多く意見をいただいている。

神戸市では水道局と協議して方向性を決めていたり、横浜市では水道局と水量実験・検証をするなど、消防側と水道側でしっかり話をしている本部もある。

一方で、水道側で話が進んでしまい、消防側の話は十分聞いてもらえていないと言っているような本部もある。

基準では、「150mm以上の管に取り付ける」こととし、例外として「管網の一边が180m以内であれば75mm以上の管にできる」といったことしか記載していないため、消防水利をしっかり確保するという観点に立って、どういう場合であれば水量を確保できるのかということについて検討していくことが必要と考えている。

(座長) 水道の主体は市町村であるが、消防庁及び厚生労働省間でもよくお話いただき、消火栓の設置にあたっては消防側と水道側でよく協議を行っていくことを徹底していただきたい。

(事務局) 本検討会の結果も踏まえて、協議を実施していきたいと思っている。

(3) 今後のスケジュール

(事務局) 今回、皆様に議論・審議いただき、概ね改正の方向性が固まったように思います。今回いただきました意見等も踏まえ、事務局にて「報告書(案)」を作成させていただき、次回は、書面会議という形で進めさせていただきたいと考えております。

また、書面会議にて皆様から意見をいただき、それらを反映し、最終的には座長一任で進めさせていただきたいと考えております。

(各委員) 異議なし。

閉会(12:00)